

# 千葉県企業立地促進資金融資要綱

(昭和56年6月26日 告示第583号)  
(昭和56年11月24日 告示第1,132号)  
(昭和57年1月16日 告示第 23号)  
(昭和57年4月20日 告示第348号)  
(昭和57年10月29日 告示第837号)  
(昭和59年3月23日 告示第283号)  
(昭和60年3月29日 告示第306号)  
(昭和61年3月28日 告示第267号)  
(平成元年3月24日 告示第368号)  
(平成13年3月30日 告示第423号)  
(平成14年3月29日 告示第307号)  
(平成21年3月31日 告示第360号)  
(平成21年12月25日 告示第856号)  
(平成26年7月11日 告示第498号)

## (目 的)

第1条 この要綱は、県内に工場等を設置しようとする企業に対し、当該工場等の設置に必要な資金を融資することにより、企業立地を促進し、もって県の経済の発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 工場、研究所その他の事業所をいう。
- (2) 企業立地 企業が、工場等を県内に設置することをいう。
- (3) 取扱金融機関 県とこの要綱に基づく融資の取扱いに関する契約を締結した金融機関をいう。
- (4) とりまとめ店舗 取扱金融機関（県内に本店を有するものを除く。）の店舗のうち、この要綱に基づく融資の取扱いに関し、当該取扱金融機関を代表する店舗として知事に届けられているものをいう。

## (融資対象者)

第3条 融資の対象者は、千葉県立地企業補助金交付要綱（平成26年千葉県告示第404号）第3条第4項に規定する認定企業その他知事が特に必要と認める者とする。

## (融資対象経費)

第4条 融資の対象経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、他に貸与（この要綱の目的に反しないものを除く。）又は譲渡をすることを目的として取得するものに係る経費を除く。

- (1) 設備資金として必要な次に掲げる経費

イ 工場等の用地取得費（工場等の用地のみに係るものを除く。）

- ロ 工場等の建物及びその附帯設備の取得費
  - ハ 機械、設備等の取得費（じゅう器、備品等に係るものを除く。）
  - ニ 既存の建物、機械、設備等の移転に必要な経費
- (2) 運転資金として必要な次に掲げる経費（立地に当たり当面必要とするものに限る。）
- イ 人件費
  - ロ 原材料費
  - ハ 研究開発費
  - ニ その他知事が特に融資を必要と認める経費
- (融資の条件)

第5条 融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 融資限度額 次に定めるとおり

- イ 設備資金にあつては、1企業につき融資申込みに係る融資対象経費の90パーセント以内で20億円以内とする。ただし、既存の工場等の跡地等の処分によって、この資金の返済を行おうとする場合は、当該跡地等の第7条第1項の規定により融資を申し込んだ時点における評価額の範囲内で取扱金融機関と協議の上、その都度定める金額を加算することができる。
- ロ 運転資金にあつては、1企業につき3千万円以内とする。

(2) 融資期間 次に定めるとおり

- イ 設備資金にあつては、12年以内とする。ただし、前号イただし書の規定により加算されたもの（以下「加算分」という。）については、2年以内又は跡地等の処分予定期日までのいずれか短い期間とする。
- ロ 運転資金にあつては、3年以内とする。

(3) 償還方法 次に定めるとおり

- イ 設備資金にあつては、割賦償還とする。ただし、2年以内の据置き期間を置くことができる。なお、加算分については、一括償還とする。
- ロ 運転資金にあつては、割賦償還とする。ただし、1年以内の据置き期間を置くことができる。

(4) 融資利率 年1.6パーセント以内とする。

(5) 信用保証 取扱金融機関において必要と認めた場合は、信用保証協会の保証を付するものとする。

(6) 保証人及び担保 取扱金融機関又は信用保証協会の定めるところによる。ただし、取扱金融機関又は信用保証協会は、保証人及び担保の徴求が融資を受ける者に対し、過重な負担を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

2 第1項第2号イただし書で定める融資期間は、知事が特別な事情があると認める場合は、2年を限度として延長することができる。

(資金措置)

第6条 知事は、取扱金融機関が融資を行った場合は、予算の範囲内で当該融資の融資源として、融資の実行に係る年度から完済年度まで各年度の当該融資に係る予定平均融資残高のおおむね4分の1に相当する額の資金を当該取扱金融機関（とりまとめ店舗の届出がある取扱金融機関にあっては、当該とりまとめ店舗。以下この条及び第11条において同じ。）に当該資金を預託するものとする。

2 前項の規定による取扱金融機関に対する預託の利率は、知事が別に定める利率とする。

(融資の申込み)

第7条 融資を受けようとする者は、知事が別に定める融資申込書を取扱金融機関を經由して知事に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定により提出された融資申込書に知事が別に定める様式による意見書を添えて知事に送付しなければならない。

(融資の依頼)

第8条 知事は、前条の規定により融資の申込みを受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、知事が別に定める様式により取扱金融機関に融資を依頼するものとする。

(融資の決定)

第9条 前条の規定による融資の依頼を受けた取扱金融機関は、速やかに融資の可否を決定し、知事が別に定める様式により、知事に報告しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定により融資を決定する場合において、一の融資依頼であっても、融資を受けようとする者の資金を必要とする時期を考慮し、適当と認めるときは分割して融資を行うことができるものとする。

(融資の実行)

第10条 取扱金融機関は、前条の規定により決定した融資を実行したときは、知事が別に定める様式により、知事に報告しなければならない。

2 前条第2項の規定により分割して融資を実行する場合の融資利率は、融資の実行の日において第5条第1項第4号で定める利率とし、融資実行後の利率変更は行わないものとする。

(融資の残高の報告)

第11条 取扱金融機関は、毎年1月14日までに、翌年度に知事が当該取扱金融機関に対して預託すべき資金の額の算定の基礎となる融資の残高を、知事が別に定める様式により、知事に報告しなければならない。

(繰上げ償還)

第12条 知事は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、融資した資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。

(1) 融資申込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を第4条で定める融資対象経費以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続を不相当と認める事実があったとき。

(拘束性預金の禁止)

第13条 取扱金融機関は、融資をする場合において、融資を受けた者に拘束性預金をさせてはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則 (昭和56年11月24日告示第1,132号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱の規定により、この告示の施行の日前に融資の申込みがなされた場合の当該申込みに係る融資の利率、協会に対する貸付の利率及び取扱金融機関に対する預託の利率は、なお、従前の例による。

附 則 (昭和57年1月16日告示第32号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (昭和57年4月20日告示第348号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (昭和57年10月29日告示第837号)

この告示は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月23日告示第283号)

この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月29日告示第306号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱にかかわらず、改正前の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱の規定により、昭和60年3月31日までに融資された資金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月28日告示第267号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県内陸地域工業立地促進資金融資要綱の規定により昭和61年3月31日までに融資された資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年3月24日告示第368号)

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日告示第423号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日告示第307号)

- 1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱の規定により平成14年3月31日までに融資された資金については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日告示第360号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日告示第856号)

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月11日告示第498号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の千葉県企業立地促進資金融資要綱の規定にかかわらず、改正前の千葉県企業・研究所立地促進資金融資要綱の規定によりこの告示の施行の日の前日までに融資された資金については、なお従前の例による。